

宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務に係る企画提案書作成要領

本要領は、宮城県が実施する「宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が本業務に係る企画提案書（以下「提案書」という。）を作成するために必要な事項を定めるものである。プロポーザル参加者は、「宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務に係る企画提案募集要領」を確認の上、本要領により必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案時の提出書類

- (1) 企画提案提出書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）・・ 1部
- (3) 会社概要（様式第4号）・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・ 正本1部，副本6部
- (5) 機能要件一覧・・・・・・・・・・ 提案書とは別葉で正本1部，副本6部
- (6) 見積書（任意様式）・・・・・・・・・・ 提案書とは別葉で正本1部，副本6部

2 作成要領

(1) 一般事項

- ① 提案は全て提案書に記載すること（見積額関係及び機能要件シートは除く。）。
- ② 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。
- ③ 用紙は、原則A4判で統一すること。ただし、図表等については、必要によりA3判の用紙をA4サイズに折り込むことも可とする。
- ④ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で記載すること。
- ⑤ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

(2) 企画提案書（任意様式）

- ① 正本1部は、社名、住所、連絡先を記入し、押印の上、散逸しないように編てつすること。
- ② 企画提案書の副本6部には、審査の公正を期すため、社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。会社名を記載する場合は、「当社」と記載すること。
- ③ 企画提案書の作成に当たっては、仕様書及び「宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務 企画提案公募型プロポーザル審査基準」を参照の上、審査基準に掲げる項目に沿って記載すること。

(3) システム機能要件

「機能要件一覧」は提案書とは別葉で作成し、次のことに留意して記載すること。

- ① 対応方法の欄には、以下により該当する記号を記載すること。

システムの標準機能で対応できる場合・・・「○」

カスタマイズ等（有償）で対応する場合・・・「△」

それ以外の運用回避等により対応するもの・・・「□」

対応できない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・「×」

※ 代替案により実現する場合で、職員負担増や制約がなくできる場合は「○」としてよい。なお、その場合は、対応内容を備考欄に記載すること。

- ② 代替案については、その運用方法について、備考欄に記載すること。
- ③ 標準機能とカスタマイズ等（有償）は、稼働期間中の対応費用の有無（対応に費用が発生する場合は（△）、費用が発生しない場合は（○））により区分すること。
- ④ 「機能要件一覧」に記載はないが、本業務の受託者が採用するパッケージソフトウェアが標準で有する機能について、本県の業務に有用なものは、機能要件に追加・更新して整理すること。（追加・更新が分かるように整理すること。別葉でも可。）

(4) 見積書

- ① 見積書は提案書とは別葉で作成し、仕様書を熟読した上で、本業務に係る所要経費を全て見積ること。
- ② 本業務に係る所要経費について、次の費用に分類し、契約日から令和4年3月31日までの間の所要経費を見積ること。
- ア 導入費用
仕様書に掲げるシステムを導入するために要する費用
導入に要する期間は契約締結日から令和4年1月31日を予定している。
- イ 運用・保守費用
令和4年2月1日から令和4年3月31日までの間にシステムの運用及び保守のために必要となる費用。
- ③ 見積書の作成に当たっては、経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）及び見積の根拠を明らかにして記載すること。
- ④ 宮城県知事宛とし、金額は消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。消費税率は10%で計算すること。
- ⑤ 参考として、令和4年4月1日から令和8年3月末日までの運用・保守に要する経費についても記載すること。
- ⑥ 参考として、運用費用は、経年で発生する費用の他、導入後・稼働後においても、国及び社会動向を勘案し、現状で予測できる費用についても併せて提示すること。

3 その他

その他本業務に関連して、特記すべき事項があれば記載すること。

なお、提案書の作成に係る費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。